

敬老パスの更新手続き

納付書が届いた人は、納期限までに負担金の納付が必要です

敬老パス(ICカード)を10月1日以降も利用するには更新手続きが必要です。申請書を提出した人で、負担金がある場合は、負担金額が記載された納付書を8月末までに順次送付しますので、納期限までに必ず負担金を納付してください。

納期限を過ぎると、
10月1日からの
利用に間に合わない
場合があります。

〈申請書提出後の流れ〉

敬老パスを**利用中**の人



納付書が届いた人

負担金あり 【納期限】9月8日(金)

※一部納期限の早い人もいます。

負担額決定通知書が届いた人

負担金なし 納付は不要です



**カードは
捨てないでください。**

お手持ちの敬老パスは
10月1日以降そのまま使います。

敬老パスを **利用していない**人

納付書が届いた人

負担金あり 【納期限】8月25日(金)

負担額決定通知書が届いた人

負担金なし 納付は不要です

9月末までに、
10月1日から使用できる
敬老パスを送付します。



- 敬老パスを失くしてしまった人は、問合せダイヤルまで、至急連絡してください。
- 現在の負担金の有無にかかわらず、申請書が届いた人で敬老パスの利用を希望する場合は、すみやかに申請書を提出してください。

問合せ

敬老パス問合せダイヤル ☎0120-206-160 (毎日8時~19時) ☎03-6800-3329